

法令関係について

(一般乗合旅客自動車運送事業)

国土交通省近畿運輸局
自動車交通部旅客第一課

許可書の受領から運輸開始までの手続き

許可書の受領



運賃の認可・届出



※既に認可を受けている場合、届出している場合は不要

約款認可申請



※国土交通省告示標準運送約款を適用する場合は不要

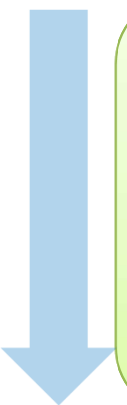


登録免許税の納付



運行管理者・整備管理者の選任届

※管轄の運輸支局検査整備保安部門へ提出



- ・申請車両登録のための事業用自動車連絡書の交付手続・受領（管轄の運輸支局輸送部門）
- ・営業所への運賃・料金の公示、運送約款の公示※ウェブサイト掲載（除外規定有）
- ・任意保険の加入（対人：8,000万以上 対物：200万円以上（免責額：30万以下）
- ・初任運転者の指導教育等（運転者適性診断・健康診断の受診）
- ・労働保険、社会保険の手続き（雇用・労災・健康・厚生年金）
- ・労働基準監督署等への届出（就業規則・36協定）

運輸開始・運輸開始届の提出（事業開始後速やかに）

許可書の受領から運輸開始までの手続き

運行にあたって公示・掲示すべき事項

<p>営業所での掲示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運賃及び料金 ・ 運送約款 ※ウェブサイト掲載（除外規定有） ・ 事業者名 ・ 営業所名 <p>(路線定期運行の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運行系統 ・ 運行系統ごとの運行回数 ・ 始発及び終発の時刻運行 ・ 運行間隔時間並びに他の営業所及び主な停留所への運行所要時間 <p>(路線不定期運行の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運行系統 ・ 発車時刻又は到着時刻（定める場合のみ） <p>(区域運行の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発地の発車時刻又は着地の到着時刻を定める場合にあつては、当該発車時刻又は到着時刻
<p>事業用自動車内の掲示表示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者名・自動車の自動車登録番号 ・ 物品の持ち込み制限、禁止事項 ・ 禁煙の表示 ・ 停車する停留所又は乗降地点（路線定期又は路線不定期運行の場合のみ）
<p>停留所の掲示 (路線定期運行の場合のみ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者名 ・ 停留所名 ・ 運行系統 ・ 運行系統ごとの発車時刻（又は運行間隔時間） ・ 業務範囲が限定されている場合はその条件

上記の公示、掲示にあたっては、あわせてインターネット等での公表も進め、利用者利便の促進を図ることが推奨されています。

許可書の受領から運輸開始までの手続き

事業を開始する際に備え付けておく帳簿類等

運行管理者・整備管理者の選任及び届出	<ul style="list-style-type: none"> ・管轄の運輸支局検査整備保安部門へ届出 ・運行管理規程、整備管理規程の制定（備え付け）
安全統括管理者の選任及び届出 安全管理規程の設定及び届出	<ul style="list-style-type: none"> ・管轄の運輸支局輸送部門へ届出 ・安全管理規程の制定（備え付け）
運転者の選任	<ul style="list-style-type: none"> ・乗務員等（運転者）台帳の備え付け
帳簿類の備え付け	<ul style="list-style-type: none"> ◆運行管理関係 （乗務員服務規律/点呼記録簿/運行記録計※/運転基準図、運行表/乗務員の教育記録/事故記録（報告）/運転者適性診断（受診状況）/健康診断（受診状況、定期検診）※100km以上の運行系統を運行する場合のみ ◆車両関係 （定期点検整備記録簿/日常点検記録/車両台帳（車検証の写し） ◆経理関係帳簿類 （総勘定元帳/固定資産台帳/金銭出納帳/伝票等（商法の規定による）） ◆営業関係帳簿類 （運転日報（業務記録）/車両保険台帳（任意保険加入状況）/領収書） ◆労務関係 （乗務員等台帳/乗務員等の交番表/賃金台帳/就業規則等（36協定等）/出勤簿/社会保険等の加入状況（健康、厚生年金、雇用、労災）） ◆その他 （苦情処理簿/事業報告書、輸送実績報告書（事業開始後））
工具等の備え付け	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車点検基準を参照

運輸開始後の法的手続き事項

1. 事業計画

事業計画の変更【道路運送法第15条】

一般旅客自動車運送事業者は、事業計画の変更（第3項、第4項及び次条第1項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

一般旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の国土交通省令で定める事項に関する事業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

一般旅客自動車運送事業者は、営業所の名称その他の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

○認可が必要なもの

- ・ 路線の延長
- ・ 自動車車庫の位置及び収容能力の変更
- ・ 各路線に配置する事業用自動車の長さ、幅、高さ又は車両総重量等、最大寸法の変更

○事前届出が必要なもの

- ・ 営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更
（常用車、予備車別の変更、乗車定員十一人未満の事業用自動車の数の変更含む）

○事後届出が必要なもの

- ・ 主たる事務所の名称及び位置の変更
- ・ 営業所の名称又は位置の変更
- ・ 停留所の名称及び位置並びに停留所間のキロ程の変更

2. 運行計画

運行計画の変更【道路運送法第15条の3】

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運行計画の変更（次項に規定するものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

一般乗合旅客自動車運送事業者は、国土交通省令で定める軽微な事項に関する運行計画の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

○事前届出が必要なもの

- ・次に掲げた「事後届出が必要なもの」以外

○事後届出が必要なもの

- ・運行系統ごとに地方運輸局長が指定する時間帯ごとの運行回数
(変更後の運行回数が当該運行系統について地方運輸局長が指定する範囲内の回数となる変更に係るものに限る)

- ・運行系統ごとの始発及び終発の時刻

- ・運行系統ごとの運行時刻

(運行回数の変更に伴うものにあつては、変更後においても運行回数が当該運行系統について地方運輸局長が指定する運行回数以下となる変更に係るものに限る)

3. 運賃及び料金

① 上限運賃【道路運送法第9条第1項】

一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

② 実施運賃及び料金【道路運送法第9条第3項】

一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の国土交通省令で定める料金を定めようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

4. 運送約款 運送約款の設定・変更【道路運送法第11条】

一般旅客自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

国土交通大臣が一般旅客自動車運送事業の種別に応じて標準運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、当該事業を經營する者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

5. 運行管理者

運行管理者の選任【道路運送法第23条】

一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める営業所ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。（乗用では、車両数5両未満の事業者を除く。）

前項の運行管理者の業務の範囲及び運行管理者の選任に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

一般旅客自動車運送事業者は、第一項の規定により運行管理者を選任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを解任したときも同様とする。

6. 整備管理者

整備管理者の選任【道路運送車両法第50条】

大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から15日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様である

7. 自動車に関する表示等

自動車に関する表示【道路運送法第95条】

自動車（軽自動車たる自家用自動車、乗車定員十人以下の乗用の自家用自動車、特殊自動車たる自家用自動車その他国土交通省令で定めるものを除く。）を使用する者は、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

○道路運送法施行規則第65条

- ・ 使用者の氏名、名称又は記号
- ・ 行先及び運行系統
- ・ 「限定」（限定許可の場合）

旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名又は名称、当該自動車の自動車登録番号を旅客に見やすいように表示しなければならない。

一般乗合旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、第五十二条の規定による物品の持込制限に関する事項及び第五十三条の規定による禁止行為に関する事項を旅客に見やすいように表示しなければならない。

一般乗合旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、禁煙の表示を旅客に見やすいように表示しなければならない。

一般乗合旅客自動車運送事業者は、第十五条（第一号に係る部分に限る。）の規定により車掌を乗務させないで事業用自動車を旅客の運送の用に供する場合には、当該事業用自動車内に、当該自動車の停車する停留所の名称を旅客に見やすいように表示しなければならない。

8. 事業の譲渡及び譲受等

事業の譲渡及び譲受等【道路運送法第36条】

一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

一般旅客自動車運送事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般旅客自動車運送事業者たる法人と一般旅客自動車運送事業を經營しない法人が合併する場合において一般旅客自動車運送事業者たる法人が存続するとき又は一般旅客自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般旅客自動車運送事業を承継させないときは、この限りでない。

事業の相続【道路運送法第37条】

一般旅客自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該一般旅客自動車運送事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下同じ。）が被相続人の經營していた一般旅客自動車運送事業を引き続き經營しようとするときは、被相続人の死亡後60日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

9. 路線の休止及び廃止

路線の休止及び廃止【道路運送法第15条の2】

路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、路線の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、その六月前（旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあっては、その三十日前）までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

10. 事業の休止及び廃止

事業の休止及び廃止【道路運送法第38条】

一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

1.1. その他届出が必要な次案

届出【道路運送法施行規則第66条】

一般旅客自動車運送事業者（第三号に掲げる場合にあつては、相続人）は、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、その旨を当該各号に掲げる行政庁に届け出るものとする。

○届出が必要な事項

- ・ 事業の運輸を開始したとき
- ・ 譲渡譲受、合併若しくは分割を終了したとき
- ・ 死亡したとき
- ・ 休止事業を再開したとき
- ・ 行政庁から道路運送法に基づく命令を実施したとき
- ・ 休憩・仮眠施設の位置及び収容能力に変更があつたとき
- ・ 事業者の氏名、名称又は住所に変更があつたとき
- ・ 法人の役員・社員、定款、寄付行為に変更があつたとき

運輸開始後の法的手続き事項

12. 報告義務

事業報告書及び輸送実績報告書【旅客自動車運送事業等報告規則第2条】

旅客自動車運送事業者は、次の表の第一欄に掲げる事業者の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる国土交通大臣又は当該事業者が経営する旅客自動車運送事業に係る路線若しくは営業区域が存する区域を管轄する地方運輸局長（以下「管轄地方運輸局長」という。）、運輸監理部長（以下「管轄運輸監理部長」という。）若しくは運輸支局長（以下「管轄運輸支局長」という。）に、同表の第三欄に掲げる報告書を、同表の第四欄に掲げる時期にそれぞれ一通提出しなければならない。

事故の報告【道路運送法第22条】

一般旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が転覆し、火災を起こし、その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

○報告時期

- ・ 事業報告書 ⇒ 毎事業年度の経過後100日以内
- ・ 輸送実績報告書 ⇒ 毎年5月31日まで
- ・ 事故の報告 ⇒ 30日以内

事業者が遵守すべき事項

1. 運送引受義務【道路運送法第13条】

一般旅客自動車運送事業者（一般貸切旅客自動車運送事業者を除く。次条において同じ。）は、次の場合を除いては、運送の引受けを拒絶してはならない。

一 当該運送の申込みが第十一条第一項の規定により認可を受けた運送約款（標準運送約款と同一の運送約款を定めているときは、当該運送約款によらないものであるとき。

二 当該運送に適する設備がないとき。

三 当該運送に関し申込者から特別の負担を求められたとき。

四 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

五 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、国土交通省令で定める正当な事由があるとき。

2. 運送の順序【道路運送法第20条】

一般旅客自動車運送事業者は、運送の申込みを受けた順序により、旅客の運送をしなければならない。ただし、急病人を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

3. 事業計画等に定める業務の確保【道路運送法第16条】

一般旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画。次項において同じ。）に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

4. 公衆の利便を阻害する行為の禁止等【道路運送法第30条】

一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。

2 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。

3 一般旅客自動車運送事業者は、特定の旅客に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない

5. 名義の利用、事業の貸渡し等【道路運送法第33条】

一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてはならない。

2 一般旅客自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもつてするかを問わず、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。

6.その他（旅客自動車運送事業運輸規則に定める遵守事項等）

- 旅客等に対する公平かつ懇切な取扱い（第2条第2項）
- 従業員に対する職務遂行の指導（第2条第3項）
- 苦情申出者に対する弁明義務（第3条第1項）
- 苦情処理の記録、保存義務（第3条第2項）
- 運賃・料金、運送約款の公示義務（第4条第1項）※ウェブサイトへの掲載（除外規定有）
- 営業所・停留所への掲示義務（第5条第1項、第2項）・ 事業の休廃止の掲示義務（第7条第1項）
- 営業区域の休廃止の掲示義務（第7条第2項）・ 乗車券の発行義務（第8条）
- 運賃の払い戻し義務（第9条第1項）・ 危険物等の輸送制限（第14条第1項）
- 遅延及び事故に関する提示義務（第16条、第17条）
- 国土交通大臣告示による損害賠償責任保険（共済）締結義務（第19条の2）
- 乗務員の休憩、睡眠、仮眠施設の整備、管理等義務（第21条第2項、第3項）
- 乗務員の健康状態の把握（疾病、疲労、飲酒等による乗務をさせない）義務（第21条第4項、5項）
- 運転基準図の作成及び運行表携行義務（第27条）
- 乗務員への指導監督（第38条）
- 車両の清潔保持義務（第44条）